第八号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調書

<table>
<tr><td rowspan="2">受益者</td><td rowspan="6">所在地又は住所（居所）</td><td rowspan="2"></td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>個人番号又は法人番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定委託者</td><td rowspan="2"></td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>個人番号又は法人番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託者</td><td rowspan="2"></td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>個人番号又は法人番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">信託財産の種類</td><td colspan="2">信託財産の所在場所</td><td>構造・数量等</td><td>信託財産の価額</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">信託に関する権利の内容</td><td>信託の期間</td><td>提出事由</td><td>提出事由の生じた日</td><td>記号番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>自　・　・
至　・　・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">（摘要）

（平成　年　月　日提出）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受託者</td><td>所在地又は住所（居所）</td><td colspan="4">（電話）</td></tr>
<tr><td>営業所の所在地等</td><td colspan="4">（電話）</td></tr>
<tr><td>名称又は氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>法人番号又は個人番号</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（用紙　日本工業規格　Ａ６）

備考

一　「受益者」、「特定委託者」及び「委託者」の欄の「個人番号又は法人番号」の項には、当該受益者、特定委託者及び委託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

二　「特定委託者」の欄には、相続税法第９条の２第５項に規定する特定委託者に関する事項を記載する。ただし、この調書を四３に掲げる場合に該当することにより提出するときには、信託法第182条第１項第２号に規定する帰属権利者（以下「帰属権利者」という。）又は同法第177条に規定する清算受託者に関する事項を記載するものとする。

三　「信託財産の価額」の欄には、信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額を記載する。ただし、信託財産について当該規定により評価することを困難とする事由が存する場合は、この限りでない。

四　「提出事由」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由を記載する。

１　相続税法第59条第２項第１号に規定する信託の効力が生じた場合　効力発生

２　相続税法第59条第２項第２号に規定する受益者等が変更された場合　受益者変更

３　相続税法第59条第２項第３号に規定する信託が終了した場合　信託終了

４　相続税法第59条第２項第４号に規定する信託に関する権利の内容に変更があつた場合　権利内容変更

五　摘要欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載する。ただし、７の場合において、７に規定する従前信託について信託に関する受益者別（委託者別）調書を提出しているとき、又は当該従前信託以外の信託に関する受益者別（委託者別）調書で摘要欄に当該７に規定する従前信託に係る７イからハまでの事項を記載したものを提出しているときは、この限りでない。

１　受益者又は特定委託者が存しない場合　その存しない理由

２　相続税法第９条の３第１項に規定する受益者連続型信託の場合　その旨、その条件及びその期限並びに新たに信託に関する権利を取得する者又は同項の受益者指定権等を有する者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所

３　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託である場合　その旨

４　信託法第182条第１項第１号に規定する残余財産受益者又は帰属権利者の定めがある場合　その旨、これらの者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所並びに一に規定する法人番号又は個人番号

５　この調書を四２又は３に掲げる場合に該当することにより提出するとき　変更前（終了直前）の受益者又は特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所

６　この調書を四４に掲げる場合に該当することにより提出するとき　「信託財産の種類」、「信託財産の所在場所」、「構造・数量等」、「信託財産の価額」、「信託に関する権利の内容」及び「信託の期間」の欄に係る変更のあつた事項についての変更前の内容

7　その年の１月１日からその信託につき四１から４までに定める事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。）が同一である他の信託（以下「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合で、当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額と当該従前信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額との合計額が50万円を超えることとなること、又は当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価することを困難とする事情が存することからこの調書を提出することとなつたとき　当該従前信託に係るイからハまでに掲げる事項

イ　委託者及び特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所（委託者別の調書の場合には、委託者に係る事項を除く。）

ロ　信託財産の種類、信託財産の所在場所、構造・数量等、信託財産の価額、信託に関する権利の内容及び信託の期間（提出事由が四４に定める事由である場合にあつては、信託に関する権利の内容の変更前後のこれらの事項）並びに提出事由、提出事由の生じた日及び記号番号

ハ　１から６までに定める事項

六　受託者の「所在地又は住所（居所）」の欄には受託者の本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を、「営業所の所在地等」の欄には受託者が信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を、「法人番号又は個人番号」の欄には受託者の一に規定する法人番号又は個人番号を記載する。